

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」の
施行に伴う「休眠預金規定」の制定ならびに預金規定の改定について

平成 30 年 1 月 1 日の「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」の施行に伴い、あらたに「休眠預金規定」を制定するとともに、該当する預金規定を改定いたします。なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。

1. 対象となる主な預金規定

総合口座取引規定、決済用普通預金規定、普通預金規定、貯蓄預金規定、期日指定定期預金規定、自由金利型定期預金（大口定期預金）規定、自由金利型定期預金（M 型：スーパー定期（単利、複利））規定、変動金利定期預金（単利、複利）規定、納税準備預金規定、当座預金規定

2. 改定内容（預金規定集における「各取引に共通する規定」）

以下の条項の下線部を追加します。なお、預金規定集に掲載されていない預金規定に関しても、同様の改定を行います。

【預金規定集】中の「各取引に共通する規定」

1 0.（保険事故発生時における預金者からの相殺）

（1）～（5） 省略

1 1.（民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律について）

この預金について 10 年を越えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第 2 条 6 項の休眠預金等に該当するものとして、この預金に係る資金は、同法第 7 条に基づき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、休眠預金規定が適用されます。

以上

（平成 30 年 3 月 1 日改定）

3. 休眠預金規定の新設について

平成 30 年 3 月より新設される休眠預金規定の内容は以下のとおりです。

【 休眠預金規定 】

1. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

- (1) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下、「休眠預金等活用法」という。）第 2 条 2 項に規定する預金等（以下、「預金等」という。）について、休眠預金等活用法における最終異動日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 後記第 2 項に定める異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権行使が期待される事由として次項で定める事由のあるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者に対して休眠預金等活用法第 3 条第 2 項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から 1 カ月を経過した場合（1 カ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。
 - ④ 休眠預金等活用法第 2 条第 2 項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第 1 項第 2 号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ① 預入期間、計算期間または償還期間の定めがある場合は当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）
 - ② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと
 - (a) 引出し、預入れ、振込の受入、振込による払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があった日（当行からの利子の支払に係るものを除きます。）
 - (b) 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（ただし当行が当該支払の請求を把握することが出来る場合に限りま
 - (c) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（同法第 3 条第 1 項に基づく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限りま

- (i) 公告の対象となる預金であるかの該当性
- (ii) 公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (d) 預金者等からの申出に基づく預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引が無かった場合を除きます。）もしくは繰越があった日
- (e) 預金者等の申出に基づく移管が行われたこと
- (f) 総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品となっている場合は、組み合わせの対象となっている他の預金等に異動が生じた日。

2. 休眠預金等代替金に関する取扱い

- (1) 預金等について10年を越えてお取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづくこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① 預金等について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② 預金等について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - ③ この預金等に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④ この預金等に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行が預金等に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ② この預金等について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと
- (5) 本条については、休眠預金等活用法にもとづく預金等に係る債権が消滅した

ことに伴い、本契約を解約された預金契約についても適用されるものとします。

3. 通知方法

法第3条2項の通知方法は、郵送によるものとします。

4. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

(平成30年3月1日制定)

4. 長期間お使いになっていない預金等のお取扱について

お預けいれいただいたまま、10年超出し入れなどのお取引がない状態となっているご預金は「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」等に則り預金保険機構に移管されるなど、個別に管理される場合があります。

○ 休眠預金とはどんな預金？

平成21年1月1日以降のお取引から10年以上にわたりその後のお取引がない預金が休眠預金となります。対象となる預金は普通預金だけでなく、定期預金や定期積金なども対象となります。一方で財形住宅や財形年金といった財形貯蓄やマル優扱いの預金、ならびに預金保険制度の対象とならない預金は、休眠預金の対象とはなりません。

○ 休眠預金は何に使われるのか？

長い間利用されていない預金を社会のために有効活用する観点から平成30年1月に「休眠預金等活用法」が施行され、民間公益活動のために活用できるようになりました。

○ 自分の預金が休眠預金になっているかどうかを確認するには？

通帳、証書あるいはお取引いただいております預金口座の口座番号など、過去のお取引が確認できる書類をご用意のうえ、当行営業店までお問合せ下さい（必要に応じてご本人であることを確認させていただく場合がございます）。

○ 休眠預金の引出し方は？

お取引されていた当行営業店（お取扱店）に通帳や証書、お届け印、ご本人確認書類等をお持ちいただければ、お引き出しが出来ます。必要となる書類やお手続の詳細については、取扱店にお問合せ下さい。